



健発0114第3号

平成22年1月14日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長

臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準
の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付け健医発第1371号。以下「基準通知」という。）により実施されているところですが、第171回国会において成立した臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）のうち、親族への臓器の優先提供に関する規定は、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日）から施行されることとなっております。

このため、基準通知の別添2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）を別紙1の新旧対照表のとおり改正し、親族（「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」第2の1に規定する範囲の配偶者、子及び父母）が移植希望者（レシピエント）選択において優先順位の第一位となるよう改めることとしました。

また、併せて、基準通知の別添1中「＜膵臓＞臓器提供者（ドナー）適応基準（心停止下）」の一部を別紙2の新旧対照表のとおり改正することとしました。

これらの改正は、平成22年1月17日から施行することとしましたので、遵守されますようお願いいたします。あわせて、貴法人に登録されている臓器移植施設への周知につきましてよろしくお願いいたします。

なお、改正後の基準通知の別添2全体、及び別添1中の「＜膵臓＞臓器提供者（ドナー）適応基準（心停止下）」をそれぞれ参考1、参考2として添付します。